あっせんの申立て事案の概要とその結果 (2023 年度第 1 四半期) 保険窓販関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	2022 年度(あ)第 37 号
申立ての概要	不適切な対応により解約されなかった医療保険の保険料の返還要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
申立人(Aさん) の 申 立 内 容	・ B銀行において既加入の医療保険から他の医療保険に乗り換えたにもかかわ
	らず、実際には既加入の医療保険が解約できておらず、同保険の保険料が引
	き落とされていたため、その保険料の返還を求める。
	・ 私は、B銀行担当者から既加入の医療保険の見直しを勧められ、本件商品は
	保障内容がほとんど変わらないにもかかわらず、保険料が安くなると説明を受け
	たことから、本件商品を契約するに至った。
	・ ところが既加入の医療保険が解約されておらず、数カ月の間、保険料が引き
	落とされていることに気が付いた。私は、本件商品を契約する際、B銀行担当者
	から、既加入の医療保険を自身で解約する必要がある旨の説明を受けておら
	ず、当然にB銀行が解約手続を行ってくれているものと思っていた。
	・ 当行担当者は、Aさんに医療保険の見直しニーズがあることを確認し、本件商
相手方銀行	品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。
(B銀行)の見解	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容を説明す
	るとともに、既加入の医療保険については当行が代わりに解約をすることはでき
	ないため、Aさん自身で手続をお願いしたい旨の説明を行っている。
	【申立て受理→和解契約書の締結】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2023年1月
	16 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんは高齢であり、かつB銀行が即日
あっせん	販売していることからすれば、既加入の医療保険を解約する必要があることに
手続の結果	ついて、口頭だけでなく書面を交付するなど、Aさんが解約手続の必要性を十
	分認識できるように工夫することが望ましかったことを指摘した。
	・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせ
	ん案を提示した。
	・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したため、あっせん成立となった。
	・ 2023 年 4 月 17 日付けで和解契約書を締結した。

⁽注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現 に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	2022 年度(あ)第 43 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた外貨建一時払終身保険の元本割れ相当額の損失
	補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・ B銀行から購入した外貨建一時払終身保険の元本割れ相当額の損失の補て
	んを求める。
	・ 私は、B銀行担当者から、確定申告に使え、いつでも解約できる商品との説明
	を受けたことから、本件商品を購入するに至った。
申立人(Aさん)	・ その後、確定申告を税理士に代行してもらう中で、本件商品が確定申告に使
の申立内容	えない商品であることがわかった。
	・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容や元本割れリスク等について十分
	な説明を受けていない。
	・ 本件商品の説明時に、家族の状況について質問は受けたものの、同席は求
	められていない。
	・ 当行担当者は、Aさんの投資意向を確認し、本件商品を勧めたところ、Aさん
	が購入を希望したため販売するに至った。
	・当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、
	保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないも
	のと判断したが、リスク資産比率の確認が不十分であった。
相手方銀行	・当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割しいるないのでは、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割して、これに対して、アンドー・
(B銀行)の見解	れリスク、解約控除額等について十分な説明を行っており、説明内容に問題は
	なかったものと判断している。また、生命保険活用のメリットとして、死亡保険金
	が非課税扱いになることは説明しているが、確定申告に使えるとは説明してい
	ない。 ・ 当行担当者は、Aさんが高齢であるため、本件商品販売時に家族の同席を依
	・ ヨ11担ヨ有は、ACんか尚断であるため、本件間由販売時に家族の同席を依頼するために家族状況を確認したところ、同席が困難であることがわかったた
	横りるために家族状況を確認したことう、同席が困難であることがわかったため、当行役付者の同席により対応した。
	で、当り役的有の同席により対応した。 【申立て受理→和解契約書の締結】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2023年2月
	8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
	・ あっせん委員会は、高齢であるAさんの属性を踏まえると、Aさんが本件商品
あっせん	の商品内容を理解できるだけの説明がなされていたか疑問が残ること、家族の
手続の結果	同席が困難であることは聴取しているものの、同席を依頼したとまでは認められ
	ないこと、Aさんの保有金融資産に占めるリスク資産比率の把握が十分ではな
	かったこと等を指摘した。
	・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するという
	あっせん案を提示した。

- ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。
- ・ 2023 年 4 月 13 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	2022 年度(あ)第 44 号
申立ての概要	不十分な説明で乗換購入させられた外貨建生命保険の為替差損相当額の損失
中立(切似安	補てん要求
申立人の属性	個人(70 歳台)
	・ B銀行で媒介申込みした外貨建個人年金保険(旧保険)について、B銀行担
	当者に勧められるがままに解約し、B銀行の媒介で外貨建終身保険に乗換え
	購入の申込みをしたところ、旧保険の解約時に解約返戻金を円貨換算されたう
	えで、乗換え購入のための保険料払込みに充てられたため、為替差損を生じた
	ことから、当該損失の補てんを求める。
	・ 私は、旧保険の購入申込みの際に、保有していた外貨預金を外貨のまま保険
申立人(Aさん)	料支払に充て、当該外貨を当初保有した際の為替レートよりも円安になれば円
の申立内容	転したいと考えて旧保険で保有していたが、B銀行担当者から、本件商品を紹
	介され、旧保険を解約し、乗換え購入するに至ったが、この際、旧保険の解約
	返戻金を円換算され、この際の為替レートでは為替差損が発生した。
	・ しかし、私にとって、旧保険解約及び本件商品乗換え購入時の為替レートに
	より為替差損が発生するのであれば、乗換えは行わなかったし、解約返戻金は
	外貨で受け取って、そのまま本件商品の保険料支払いに充てるつもりだった
	が、円換算されてしまい、この間の説明をB銀行担当者から受けていなかった。
	・ 旧保険の外貨での解約返戻金が当初保険料を上回っている状況から、今のう
	ちに旧保険を解約し、手持ちの外貨預金と一緒に別の商品で運用したいとのA
	さんの希望を受け、当行担当者は、本件商品を提案したところ、Aさんが購入を
	希望したため、販売するに至った。
相手方銀行	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割
(B銀行)の見解	れリスク、手数料等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなか
	ったものと判断している。
	・ 旧保険の外貨の解約返戻金は、円転されずに、外貨のまま本件商品の保険
	料の支払いに充てられており、為替差損は生じておらず、Aさんには経済的損
	失は生じていないと考えている。
	【申立て受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2023 年 4 月
あっせん	17 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切
	った。

事 案 番 号 2022 年度(あ)第69号

申立ての概要	意向に沿わない米ドル建個人年金保険を購入させられたことにより生じた損失の
	補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
	・ B銀行から購入させられた米ドル建個人年金保険について、私の意向と異な
	る商品であり、本件商品の解約または取消を求めるとともに、元本割れ相当額
	の損失の補てんを求める。
	・ 私は、亡父から相続した米ドルについて、亡父が米ドルを購入した日本円の
	額まで増やしたいと思っていた。私は外貨預金のままで良いと思っていたが、B
申立人(Aさん)	銀行担当者から、外貨預金よりも本件商品のほうが金利が良く、また、目標値を
の申立内容	設定しておけば、保険期間よりも早く目標の日本円の額に回復する可能性があ
	ると勧められて購入した。
	・ その後、急激な円安となったので、目標値には達していなかったが解約しよう
	としたところ、解約控除により元本割れとなることが判明した。
	・ 私は本件商品の中途解約のリスクに関する説明は受けていないし、急激な円
	安になったのに元本割れとなることに納得がいかない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	・ 当行担当者は、Aさんの投資意向を確認し、本件商品を勧めたところ、Aさん
	が購入を希望したため販売するに至った。
	・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向
	等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。
	・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて本件商品の内容、元本割
	れリスク等について十分な説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと
	判断している。
	【申立て受理→あっせん打切り】
	・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2023年5月
あっせん	16 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。
手続の結果	・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大き
	く、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切
	った。

以上